

2人以上で話して盛り上がれば「計画」!?

「共謀罪」とは2人以上の者(集団)が、犯罪を行うことを話し合い、合意する(共謀)だけで成立する犯罪のこと。

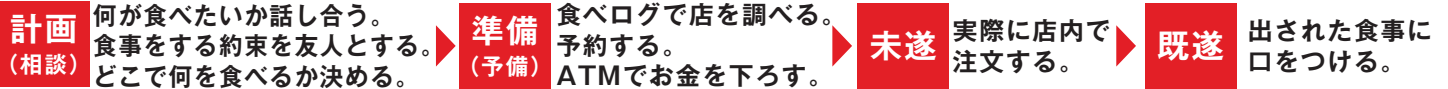
具体的な行為はなし、つまり被害者もない。
なのに、処罰の対象になる!?

これって実は、とても危険なこと。近代の刑法では、

「具体的な結果・被害」が現れて、初めて処罰対象となるのが常識。

政府は、「計画(相談)だけでアウト」にはならない、「計画(相談)と準備」がセットで検挙・処罰、だと言いますが……。

政府が言うアウト、「外食」に例えてみると……。



普通、「外食」は【既遂】の段階で成立。が、政府の理論だと準備の段階で外食したのと同じことと見做されてしまう。そんなの、おかしい話だと思いませんか？

計画(相談)・準備など言われてもピンと来ないあなたに……

実は「相談」の段階で、捜査は開始できます。

警察の主観的嫌疑(なんか怪しくね?)をスタートする為には、「相談」が行なわれる前の段階から、盗聴や尾行などの「捜査」を始めなければ疑わしい人物を特定できません。だれが疑わしいかを探しだす為には、かなり広範囲にわたり、事前の盗聴などに力を入れなければなりません。

「ヤバい相談するんじゃないか?」と全ての人々を潜在的犯罪者とみなし、プライバシーの侵害を合法化するのが、この法律の特徴です。

誰かが疑わしい動きをするかも知れない、と全ての人々を潜在的犯罪者として、不特定多数の電話やメールを傍受する事が当然になれば、人々は、「冗談でも余計な事を言えば、警察が動くかも知れない」と気をつけながら、やり取りをする状況が生まれます。

おしゃべりの段階で危険人物とレッテルを張られ、捜査対象になる恐れがあるならば、当然です。これだけでも、表現の自由に対する萎縮効果は絶大。

例えば、あなたが、いわれのない捜査を受けた場合。どの様な不利益を受けるでしょうか？

無実を主張しても最大で23日間、あなたの身柄を拘束可能

例えば、友達と悪ノリ、冗談の延長で話した事や、その後コンビニでお金を降ろした事を「犯行の準備行為」とされ、捜査側が「逮捕要件を満たす」と判断すれば、あなたの身柄を拘束する事に繋がります。

実際に犯罪が起きた事実、被害者が存在しなくても、一方的に疑わしいと決めつけられれば、捜査側は最大で23日間、あなたの身柄を拘束可能。

それが例え、24時間、48時間の拘束であったとしても、あなたは勤め先に何と説明するのでしょうか？

本当は無実でも、会社を首になったり、知人から犯罪者扱いされたりと、社会的には抹殺されるのと同じことです。

「考えただけ」で犯罪者として扱われ、いわれの無い盗聴やガサ入れや身体的拘束をあなたが受けたら？ 実際にガサ入れまで受けなくても、「そのような目に遭う

かも」と思ったら？

余計なこと言ったら・考えたら、ヤヤコしい事に巻き込まれるから、何も考えません・言いません、になりませんか？ この時点で萎縮効果を狙った法整備は大成功。モノ言わぬ人々の出来上がり。1番コントロールしやすい国民を権力者は手に入れる事になります。

被害者なし・実行なし「考えただけ」で犯罪者扱い。これは、わたしたちの思想や信条など内心の自由、表現の自由を奪うに等しいことで、共謀罪(テロ等準備罪)は、人権蹂躪の可能性を、高く秘めているのです。

このテロ等準備罪(共謀罪)は日本国憲法の、
19条(思想及び良心の自由)

21条(表現の自由)

31条(法定手続の保障)

に違反する法案、といっても過言ではありません。

ヤバイ 1 犯罪者ではない人々が監視対象に!

自分がヤバイ事に関わってなければ関係なくね? と思ったあなた。
犯罪者ではなく、当たり前な事を主張する人々が、すでに監視対象になっている事実をご存知でしょうか?

- 全国公害患者の会連合会 ●日本ペンクラブ ●日本ジャーナリスト会議
- 核兵器廃絶を訴える団体(原水禁・原水協)
- アムネスティ・インターナショナル(人権保護団体) ●生活協同組合
- 情報公開を求める市民運動 ●青年法律家協会 などなど……。

これは、公安調査庁の内部資料が1999年に流出、明らかになったものです。
権力を持つ者が考える事は、いかに人々をコントロールするか。政府の不都合にツッコミを入れるような人々は、目障りで鬱陶しい存在。事実、当たり前な声を上げる人々が監視対象にされていた事が発覚した訳です。

ヤバイ 2 我々の会話も盗聴されてしまう!?

警察が捜査する上で、電話やメールなどの通信を傍受することは可能です。

昨年、既にその範囲が拡大された事をご存知でしょうか?

これまで盗聴可能だった犯罪は、4つの組織犯罪(集団密航・殺人・銃器・薬物)に限定されてきました。しかし2016年、盗聴法の大幅拡大が既に行なわれ、刑法犯罪全体の8割を占める窃盗・詐欺にまで範囲を拡大。窃盗に

は万引きも含まれ、詐欺には釣り銭詐欺も含まれます。

それにより事実上、何でも聞ける状態を作り出したのです。

例えば、万引きをした中学生を入りに、その親、親族、知り合いにまで、盗聴を拡大する事が可能に。つまりは、なんでもやれる状況を担保したのです。

テロ等準備罪(共謀罪)を見込んでの先回り法整備だったのでしょ。

海外での「監視」事情

フランスではテロを入りに、市民への監視が大幅に広がりました。合法化されたものには、疑わしい、というだけで住居に侵入、監視カメラやPCのマウスをリアルタイムで観察する為の装置をつける事まで、可能に。9・11テロが起こった米国では、どさくさの中で成立した愛国者法を皮切りに、事実上、無制限の盗聴が拡大。国の行き過ぎたやり方に批判が高まり、

2014年大統領と上院が選出した委員会がそれらは違法であると判断。その報告書によると、「電話盗聴プログラムが対テロ捜査の成果に具体的に役立ったケースは1件も発見できなかった、直接役立ったケースも1つも見つからなかった」とあります。(スノーデン監視社会の恐怖を語る・小笠原みどり著より一部引用)
日本でも、先々いわれのない人権侵害が拡大する恐れがあります。